

ジャンボタニシ駆除対策事業補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 27 日加古川市産業経済部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、水稻に被害を与えるジャンボタニシの生息域の拡大に歯止めをかけるため、予算で定める範囲内においてジャンボタニシ駆除対策事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付することに関し、加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第 2 条 補助金の種類、範囲、補助率及び額は、別表 1 に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 3 条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に別表 2 に掲げる書類を添付して、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第 4 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了後速やかに補助事業実績報告書（様式第 2 号）に別表 3 に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金の請求)

第 5 条 補助事業者は、規則第 17 条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

(補 則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表 1（第 2 条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	水稻に被害を与えるジャンボタニシの生息域の拡大に歯止めをかけるため。
補助金の範囲	対象となる者	市内の農業団体、集落営農組織及び農業関係団体
	対象となる経費	ジャンボタニシの駆除を目的に、地域で防除を実施するために購入した薬剤費。 ただし、当年産水稻栽培に向けて購入したものに限る。
補助金の補助率及び額	補助率	1 / 3 以内 ただし、対象となる薬剤費 1 kgあたり 1,500 円を補助対象経費の上限とする。
	補助金の額	予算の範囲内 ※単価は予算の範囲内で調整（減額）するものとする。 10 円未満は切り捨てるものとする。

別表 2（第 3 条関係）

申請書 添付書類	・ 事業計画書 ・ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
-------------	--

別表 3（第 4 条関係）

実績報告書 添付書類	・ 事業完了報告書 ・ 薬剤を購入したことが確認できる書類 ・ 薬剤の散布写真 ・ ほ場一覧（ほ場地図でも可） ・ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
---------------	---